

工事仕様書

- 1 工 事 名 秋田公共職業安定所男鹿出張所におけるボイラー等撤去工事
- 2 工事場所 秋田公共職業安定所男鹿出張所 (男鹿市船川港船川字新浜町1-3)
- 3 工 期 契約の日から 令和 6 年 11 月 29 日まで
- 4 工事仕様等

(1) 工事箇所 (工事内容)

項 目	規 格	数量	単位
【不要設備機器撤去】			
冷温水ポンプ	約10kg	1	台
冷却水ポンプ	約25kg	1	台
ボイラー	約600kg	1	台
冷凍機	約850kg (フランジチラー含有部切断作業・ガス切断)	1	台
冷却塔	約295kg	1	台
空調機解体搬出		1	台
空気ろ過機		1	台
送風機		2	台
膨張タンク		1	台
オイルタンク	解体作業及び残油処分 (約1,200L) 並びに中和脱脂作業含む	1	台
煙道	Φ270 (石綿含有部切断)	1	台
配管類	石綿含有部切断	1	式
ダクト類	石綿含有部切断	1	式
保温材解体		1	式
電気盤撤去	3面 (電線取り外しまとめ・盤取り外し撤去)	1	式
解体材運搬費	4t ユニック車・8t ユニック車・特別管理産業廃棄物 (4t ユニック車) の車両費 初回ボックス設置・フレコンバック	1	式
解体材処分費	廃石綿 (レベル2) / 保温材 (320kg) ・石綿含有廃棄物 (金属/廃プラ) (1399kg) ・冷却塔 (295kg) ・保温材 (60kg) ・混合廃棄物	1	式
資機材損料及び消耗品費	搬出機材費・工具損料・解体作業消耗雑材料・アセチレン酸素・火花養生 (材工供) ・解体用足場	1	式
資機材等運搬車両費	ラフタークレーン (13t) ・4t ユニック・2t ユニック・バンの車両費	1	式
書類申請費	オイルタンク廃止届・石綿処分申請	1	式

項目	規格	数量	単位
【機械基礎撤去】			
基礎①	700*1,000*H300	0.21	m ³
基礎②	800*1,100*H70	0.06	m ³
基礎③	4,000*2,850*H100	1.14	m ³
基礎④	2,250*1,200*H100	0.27	m ³
発生材集積積込費	コンガラ	1.68	m ³
発生材運搬費	コンガラ	1.68	m ³
発生材処分費	コンガラ	3.9	t
粉じん対策養生費	送風機など	1	式
機材運搬費		1	式

項目	規格	数量	単位
仮設費積上	アスベスト含有物養生作業（シート包装）・養生シート・養生テープ・タイベックス・保護マスク・保護作業交換フィルター・HEPA掃除機	1	式
共通仮設費		1	式
現場管理費		1	式
一般管理費		1	式

(2) 提出書類

- ・ 工事写真（施工前及び施工後）
- (3) 石綿含有建材事前調査済（別紙1 報告書参照）
- (4) 設置環境及び設置後に他の設備等に支障を与えないよう十分に調査を行うこと。
- (5) 受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を損傷させた場合は、速やかに下記6の現場責任者へ連絡し、受注者の負担により原状復帰すること。
- (6) 撤去材等については、各法令等を遵守し適切に処分すること。
- (7) 撤去作業については、窓口業務（平日8時30分～17時15分）に支障が出ないように留意のうえ実施すること。
- (8) 労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところに従い、作業に伴う災害、事故の防止に努めること。

5 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5・6年度の厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、工種「解体」のC又はD等級のいずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）の制度が適用される者にあつては、これに加入し、かつ該当する制度の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度）の保険料の滞納がないこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令の違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。また、事業実施に当たって、各種法令を遵守していること。

6 その他

- (1) 適正に作業を行えるか必ず現地を調査のうえで、入札書を提出すること。
- (2) 入札金額には、準備・調査費、運搬費、各種設置費、撤去材処分費等の本作業に係るすべての経費を含むこと。
- (3) 仕様や作業内容に関する問い合わせ先
秋田労働局総務部総務課 会計第三係 長尾 TEL 018-862-6681
- (4) 現地確認に関する連絡先（現場責任者）
秋田公共職業安定所男鹿出張所 所長 加藤 TEL 0185-23-2411
（現場確認時は事前に連絡してください。）
- (5) 再委託については、別紙2のとおり。
- (6) 別紙3図面及び写真も参照。